

〈Notes〉 Negative Correlation between Village  
Dept and the Land Assets of Farmers in the Late  
Edo Period

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-02-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 福澤, 徹三 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1451">https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1451</a>

This work is licensed under a Creative Commons  
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0  
International License.



# 村々への貸付金と百姓所持高との負の相関関係

— 松代藩地域を事例に —

福澤 徹 三

はじめに

本稿は、明治三年（一八七〇）時点の松代藩領村々の藩からの借用金の分布構造を数量的に把握して、特徴を検討し、それは村々の個別性が際だち、居住する百姓所持高と負の相関関係にあることを明らかにしようとするものである。

大名が領内の窮乏した村や百姓を救済することは一般的にみられることであり、領主の仁政の証であった。<sup>42</sup> それに恩恵的貸付が附随することはそれこそ枚挙に暇がないほどであろう。しかし、それを歴史的評価の対象とした研究は、ほとんどないといってよい。<sup>43</sup> そのような中、藩財政を研究する過程で、伊藤昭弘が長州藩の修甫（別のサイフ）を検討したことは評価に値する。修甫は、恩恵的貸付というよりも藩が豪商農に低利息の貸付金を募ったものであるが、市場での需給と強制の関係の狭間にあり、多くの豪商農がそれによって帯刀身分を失ったり、家産を傾けた例を報告されている。<sup>44</sup> 伊藤はここで歴史的評価を行うまでには至っていないが、需給と強制という、留意すべき二点を押さえている。

筆者はすでに、松代藩水内郡南俣村の近世後期の金融市場と藩からの貸付金の動向を分析したことがある。そこでの結論は、①自村の貸付資金が枯渇してはじめて、藩や藩士からの貸付金を要請している。②数種ある貸付金を選ぶ順序は、藩（無利息）・自村・他村・藩（利息付）・藩士（利息付）・知行主、であった（ただし、文政期以降、藩（無利息）は稀になっていった）、の二点であった。<sup>45</sup>

このような一か村分析の成果を広く地域社会、藩地域へと敷衍し、より大きく全体像の構築へと結びつけるには、藩側の史料を用いて「統計」的に全体を把握し、一か村分析の成果と組み合わせる方法が思い浮かぶ。すべての村々を分析することは極めて難しいが、統計的分析から浮かび上がる特徴が、一か村分析で得た知見と一致すれば、全体的把握への手掛かりを得ることができよう。

南俣村での分析で得た重要な知見に、借用先の自村優先、がある。これは、お互いの事情を知った村内の顔見知り同士の融通が、他村の豪農や、強制的権力を持つ藩士・藩よりも選好されるとい

う、年貢村請制下の近世村落の事情からすれば、当たり前すぎる、しかし重要な「発見」であった。

これは、大塚英二の豪農の金融センター論や、常松隆嗣の「豪農は地域社会の支柱である」といった豪農の地域社会での役割を重視する先行研究とも一致しよう。<sup>46</sup> 筆者はこれまで、豪農の経営規模によってその社会的役割に違いがあることを、主に畿内をフィールドに論じてきたが、この点は村落史研究者によって見解が分かれている状況といっていいたいだろう。<sup>47</sup> だが、豪農の経営規模が大きければ、村内の融通機能を安定的に果たすことができる、という想定は成り立つ。<sup>48</sup> そこで、松代藩の藩領村々への貸付金と百姓所持高の関係を追究する。

検討史料は、松代藩政史料にある明治三年の藩領村々への貸付金をまとめた「元松代管下村々江貸出金被下切之分巨細取調帳」である。<sup>49</sup> 明治三年四月から藩の外国公債の明治政府による返済が政治問題となり、藩の債務を明治政府に報告するために作成された一連の史料である。<sup>10</sup> 藩財政は近代国家と異なって、全体が把握されておらず部門ごとに運営がなされていた。<sup>11</sup> 松代藩においても同様で、村への貸付も複数の部門から行われており、統一的に把握はされていない。従って、明治政府という外部機関への報告という唯一無二の機会になされた調査史料である。

また、村内の所持高調べは、安政六年（一八五九）作成の「山里支配村々高持人別帳」がある。<sup>12</sup> 各村の所持高を人数別に書き上げたもので、最初に使用した古川貞雄によると御用金賦課のために作成されたものではないか、と推定されている。本稿では村の最大の所持高の者（主に豪農）との関係を検討する。

## 1 全体の分布と負の相関関係

表1は、松代藩領下の村々への貸付金を元金・滞りと合計金額を左側に、右側に各村の百姓のうち最大の者の所持高（最大持高）を一覧にしたものである。<sup>13</sup> これを、埴科郡、高井郡、更級郡（里分・山中）、水内郡（里分・山中）の順に並べた（以下、この六つを、「区分」と称する）。松代藩の村数は、村内の組を分けるか否かで異なってくるが、ここでは主要な検討史料である、「元松代管下村々江貸出金被下切之分巨細取調帳」の表記を原則として使用した。合計二五〇か村になる。瞥見すると、貸付金を受けていない村がいくつもあることに気付く。

そこで、金額の分布を区分によって表2にまとめ、村数で除した平均額を付した。平均額をみると、最大の水内郡里分と最小の更級郡山中では五倍ほどの開きがある。また、一〇〇〇両以上の巨額貸付を受けている村と、まったく受けていない村があるが、重心は九九両以下の小額貸付を受けている所にある。

## 2 区分ごとのグラフと水内郡の分布図の検討

六区分のグラフを見ていこう（図1～6）。どのグラフでも、貸付金額と最大持高には負の相関関係が見て取れる。貸付金額一〇〇〇両以上と最大持高五〇石以上の領域に該当する村は一つもなく、顕著な特徴を表している。そこでこれを基準線として、多借—少借、大高—小高という分類を設けるとしよう。該当する村が一つもないこの領域は、多借—大高村と称することができよう。

その点対称の少借—小高村（貸付金額一〇〇〇両未満—最大持高四九石未満）は、ほとんどとなる二—一か村（八四%）が該当し、「はじめに」で触れた南俣村もここに入る。次に、多借—小高村（貸付金額一〇〇〇両以上—最大持高四九石未満）は、沓野（高井）、力石・丹波島・上山田・新田川合・下真島（更級郡里分）、市村南組・北徳間・後町・北郷・西風間（水内郡里分）、新町（水内郡山中）の二—二か村が当てはまる。少借—大高村（貸付金額一〇〇〇両未満—最大持高五〇石以上）は、矢代（埴科）、仁礼・町川田・小河原・大熊（高井）、郡・布施五明村本郷・桑原・石川・下水鉦・上小島田・広田・大塚・志川・小松原・二ツ柳・上平・原・杵淵・西寺尾（更級郡里分）、田野口（更級郡山中）、吉田・北東條・三輪・中越・里村山（水内郡里分）、花尾（水内郡山中）の二—七か村である。

松代藩では、この六区分を埴科郡・高井郡・更級郡里分・水内郡里分は里分、更級郡山中・水内郡山中は山中と分ける。高井郡・更級郡里分・水内郡里分は多借—小高村と少借—大高村が双方ある点で一致点が多く、埴科郡・更級郡山中・水内郡山中はほとんどが少借—小高村である。埴科郡だけが里分に属するので、まずは里分と山中のコントラストが気になるところである。

少し、地理的観点から考えてみたい。水内郡里分中央付近の、多借—小高村の吉田村の周囲には、中越・下越村といった貸付金ゼロの村が境を接しているし、その北の徳間村周辺の檀田・稲積村も同じくゼロか少額である。一方、水内郡山中に目を転じると、もつとも貸付額の大きい新町村はゼロの山穂刈村や少額の村々とも境を接する。一般的に近世村落はある程度の地理的まとまりで

自然条件（耕地や山林、河川）が似通っていて、そのもとで農山漁村として生業を営むのが普通であるが、貸付金額の多少はそのような同質性とは関係が少なく、むしろ個性が際だっている。このような個性が、どういった要因と関係があるのかを探ることが、今後の課題である。

### おわりに

本稿では、明治三年の藩の村々への貸付金額が、村に居住する百姓（主に豪農）の最大持高と負の相関関係にあることを明らかにしてきた。二五〇ある松代藩領の村々でも、分析基準を設けることによって、論点を見出せる可能性を示し得たのではないかと考えている。次は、多借—小高の村々がどのような事情でそれだけの借付金を負うことになったのか、またその借付金が藩からの無利息恩恵的なものなのか、高い利子が付され藩の財政に寄与するものであったのか、を中心に検討していきたい。

### 註

\*1 一般的な国語辞典では、負の相関関係とは、一方が増加するとき、他方が減少すること意味する数学用語、との説明がなされている。本稿ではこの意味で用いることにする。

\*2 渡辺尚志「終章」（福澤徹三・渡辺尚志編『藩地域の農政と学問・金融』岩田書院、二〇一四年）一三二頁。

\*3 早田旅人により、二宮尊徳は領主が利息を取る貸付に極めて批判的だったことが明らかにされている（『福澤・栗原両報告から「御救」と「仁政」を考える』《特集「御救」と近世社会》『民衆史研究』九五、二〇一八年）。

- \*4 伊藤昭弘『藩財政再考』清文堂出版、二〇一四年。一九〜二四頁参照。
- \*5 拙稿「近世後期の金融市場の中の村」（註2福澤・渡辺編著所収）。
- \*6 大塚英二『日本近世農村金融史の研究』校倉書房、一九九六年。常松隆嗣『近世の豪農と地域社会』和泉書院、二〇一四年。
- \*7 岩田浩太郎『豪農経営と地域編成（一）』（四）（『山形大学紀要社会科学』三二（二）・三三（一）・三四（一）・三〇〇二〜二〇〇三年）。
- \*8 百姓所持高を史料としてどう用いるかについては、木下光生による問題提起がある（『貧困と自己責任の近世日本史』（人文書院、二〇一七年）。この点については、拙稿で考えを述べておいた（『書評木下光生著『貧困と自己責任の近世日本史』』（『埼玉学園大学紀要人間学部篇』一八号、二〇一八年））。
- \*9 国文学研究資料館『信濃国松代真田家文書』あ二八三七（一巻―三五八頁）。「旧松代管下村々江貸出金取調帳」あ二八四〇（一巻―三五八頁）も参照した。
- \*10 明治三年の藩債・藩札処分の政策立案過程については、小林延人『明治維新期の貨幣経済』（東京大学出版会、二〇一五年）五四〜五五頁を参照した。松代藩における経過については、未検討である。
- \*11 前掲註4伊藤著。また、藩財政の理解については、志村洋による二〇一一年度歴史学研究会大会報告批判（『歴史学研究』八八七号、二〇一一年）も参考になる。
- \*12 国文学研究資料館『信濃国松代真田家文書』ち三一（一〇巻―八九頁）。
- \*13 史料には利息付から無利息まで貸付金の種別記載がある。無利息は恩恵的貸付であるから、除くべきとの考えも成り立つが、利息付とセットで貸し付ける事例もあるので、区分せず検討対象とした。

村々への貸付金と百姓所持高との負の相関関係

(111)

埼玉学園大学紀要（人間学部篇） 第21号

区分	村名	元金 (両)	滞り (両)	合計 (両)	所持高 (石)
	赤田	157.00	0	157.00	45
	中山新田	10.00	1.00	11.00	15
	有旅	149.51	16.76	166.27	15
	入有旅	15.00	0	15.00	10
	青池	0	0	0	30
	山布施	0	0	0	20
	小田原	0	0	0	5
	小聖新田	0	0	0	5
	軽井沢	0	0	0	5
	吐根	0	0	0	5
	吉原	0	0	0	10
	本鹿谷	0	0	0	10
	計 註1(4)	2,447.12	953.23	3,400.35	
水内郡里分	北堀	59.01	3.00	62.01	15
	南堀	10.00	0	10.00	20
	太田	36.29	0	36.29	なし
	桐原	99.01	23.75	122.76	30
	吉田	683.76	225.78	909.54	100
	北山田	122.01	5.76	127.77	30
	稲積	20.00	0	20.00	25
	北徳間	4,049.53	822.29	4,871.82	35
	北東條	90.00	6.00	96.00	95
	押鐘	141.00	15.53	156.53	35
	上宇木	120.02	57.79	177.80	35
	下宇木	390.28	230.53	620.80	40
	北上野	472.78	30.54	503.32	25
	上松	20.00	2.00	22.00	40
	北郷	1,083.79	104.78	1,188.57	15
	三輪	152.03	42.78	194.81	60
	及目	22.00	15.79	37.79	15
	北平林	48.00	0	48.00	15
	西和田	277.52	122.78	400.30	45
	東和瀬	223.27	96.25	319.52	25
	北長池	27.50	0	27.50	45
	北尾張部	30.00	3.00	33.00	35
	西尾張部	8.51	0	8.51	15
	北高田	15.00	0	15.00	20
	上高田	7.50	0	7.50	20
	下高田	117.53	47.53	165.06	25
	東風間	424.01	49.02	473.03	25
	西風間	810.78	282.01	1,092.79	40
	千田	50.28	60.02	110.30	25
	南俣	218.03	33.00	251.03	20
	市村北組	652.26	267.52	919.78	40
	市村南組	3,953.54	2,017.27	5,970.80	25
	中御所	576.51	173.54	750.04	20
	妻科	134.54	57.76	192.30	15
	後町	1,762.26	423.28	2,185.54	5
	妻科村之内 大入作	121.50	163.25	284.75	40
	腰	35.00	7.53	42.53	10
	小柴見	85.28	7.53	92.81	10
	久保寺	366.78	262.27	629.04	35
	小市	31.27	16.27	47.54	15
	小島	125.78	72.75	198.53	45
	檀田	0	0	0	45
	下越	0	0	0	15
	中越	0	0	0	55
	南長池	0	0	0	20
	石渡	0	0	0	45
	布野	0	0	0	40
	里村山	0	0	0	50
	中俣	0	0	0	30
	計	17,674.13	5,748.91	23,423.03	
	水内	92.28	8.04	100.32	15
	上条	127.53	5.03	132.56	20
	山上条	278.27	20.53	298.80	10
新町	2,046.29	702.27	2,748.56	10	

区分	村名	元金 (両)	滞り (両)	合計 (両)	所持高 (石)
水内郡山中分	里穂刈	581.04	26.75	607.79	5
	上越道	11.02	0	11.02	5
	下越道	42.50	0	42.50	5
	古山	0.53	0	0.53	5
	瀬戸川	119.78	20.03	139.80	10
	竹生	12.27	6.52	18.79	10
	花尾	86.26	17.75	104.01	50
	夏和	0	55.78	55.78	20
	奈良井	2.77	0.26	3.03	15
	青木	22.78	14.29	37.07	20
	中條	613.04	8.78	621.82	25
	専納	33.25	9.26	42.51	10
	長井	149.26	122.03	271.29	5
	五十里	285.53	5.78	291.31	5
	大安寺	6.53	0	6.53	40
	念仏寺	64.53	11.77	76.30	25
	梅木	211.78	50.01	261.79	10
	地京原	17.78	23.00	40.79	20
	伊折	8.75	14.04	22.79	15
	和佐尾	5.00	2.00	7.00	10
	椿峯	25.00	0	25.00	35
	日影	129.77	0.52	130.29	10
	鬼無里	204.03	0	204.03	20
	追通	72.01	58.77	130.78	15
	志垣	183.50	66.51	250.01	10
	上祖山	52.04	12.02	64.06	5
	下祖山	51.77	32.01	83.77	5
	栃原村平組	129.78	36.26	166.04	5
	栃原村西条組	117.52	22.02	139.55	10
	入山村犬飼組・ 影山組	63.79	45.01	108.80	10
	入山村清水組	390.00	29.76	419.76	30
	広瀬	1.28	0	1.28	20
	上ヶ屋	142.50	0	142.50	25
	新安	9.54	13.03	22.57	5
	鐘	25.53	0	25.53	25
	桜	56.54	11.25	67.79	15
	茂菅	119.00	21.53	140.53	10
	小鍋	93.51	32.00	125.51	25
	坪根	151.25	11.50	162.75	10
	倉並	91.52	0.53	92.05	5
	上宮野尾	322.78	117.00	439.78	5
	下宮野尾	94.79	24.51	119.29	5
	五十平	29.52	2.25	31.77	10
	瀬脇	100.02	16.50	116.52	20
	橋詰	130.75	113.50	244.25	10
	笹平	30.54	18.29	48.83	5
	古間	0	0	0	10
	山田中	0	0	0	10
	吉窪	0	0	0	10
	深沢	0	0	0	5
	山穂刈	0	0	0	5
	久木	0	0	0	5
	小根山	0	0	0	20
上野	0	0	0	10	
岩草	0	0	0	10	
泉平	0	0	0	5	
入山村新山組	0	0	0	15	
計	7,637.01	1,808.69	9,445.70		
総計	48,964.60	20,749.55	69,714.16		

出典：『松代藩真田家文書』あ2837、あ2840、ち31-1～5から作成。  
 註1：(1)村越組ともある。(2)三水今泉ともある。  
 註2：組分け記載は両史料で一致する場合採用した。所持高の組分けが対応しない場合、いずれの組にも所持高の数値を入れた。  
 註3：大岡村内の小字36は計上せず、宮平・根越・和平・川口を組として計上した。  
 註4：宮崎新田、河原新田は計上しなかった。  
 註5：所持高欄の「-」は記載がないこと、「不明」はそう史料に記述されていること、「なし」は近世の村名ではないことを表す。

(111)

村々への貸付金と百姓所持高との負の相関関係

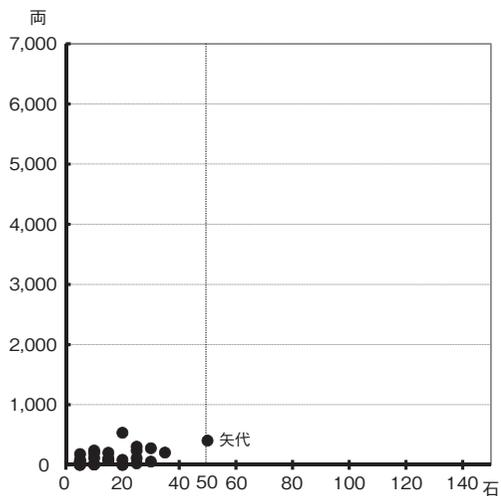
[表1] 明治3年時点の藩から村々への貸付金と村内最大所持高

区分	村名	元金(兩)	滞り(兩)	合計(兩)	所持高(石)	区分	村名	元金(兩)	滞り(兩)	合計(兩)	所持高(石)
埴科郡	鼠宿・新地	426.77	106.27	533.04	20	更級郡 里分	力石	1,645.29	4,404.53	6,049.82	45
	新地	100.00	10.00	110.00	25		小船山	21.77	6.26	28.03	35
	上徳間	70.00	5.53	75.53	15		向八幡・小船山	64.52	15.00	79.52	35
	内川	225.52	49.26	274.78	30		牧嶋	130.76	42.02	172.79	20
	千本柳	63.26	16.51	79.76	15		牛嶋	148.75	38.79	187.54	30
	粟佐	175.50	62.54	238.04	25		大豆嶋	595.52	22.76	618.28	40
	矢代	290.00	111.28	401.28	50		松岡新田	790.27	80.51	870.78	10
	雨宮	100.00	102.78	202.78	35		川合新田	1,080.02	203.03	1,283.05	15
	森	20.00	3.03	23.03	25		小松原	433.78	5.03	438.81	55
	生萱	46.52	5.52	52.04	30		四ツ屋	391.00	0.00	391.00	不明
	土口	101.01	6.28	107.29	15		丹波嶋	3,313.28	865.02	4,178.29	10
	岩野	267.02	34.02	301.03	25		綱嶋	105.27	0.00	105.27	5
	清野	86.26	115.02	201.28	15		川合	429.03	95.79	524.81	5
	西條	8.52	0	8.52	10		下真嶋	354.76	718.54	1,073.29	25
	平林	56.50	9.03	65.53	5		上真嶋	99.27	22.28	121.55	25
	関屋	102.00	13.78	115.78	10		下小嶋田	361.03	65.03	426.06	40
	矢崎新田	1.52	2.03	3.55	5		上小嶋田	297.01	177.76	474.77	70
	桑根井	5.00	0	5.00	10		大塚	198.02	4.53	202.55	65
	牧内	57.02	24.77	81.79	5		青木嶋	34.28	7.28	41.57	5
	東條	121.27	58.75	180.02	5		下水鉤	5.00	0.50	5.50	75
	瀧本新田	6.00	0	6.00	-		広田	30.00	3.00	33.00	70
	荒町	23.01	10.77	33.78	5		藤牧	15.00	0.76	15.76	30
	長礼	202.53	34.26	236.79	10		原	30.00	0.00	30.00	50
	田中	90.50	109.76	200.26	10		御平川	158.00	0.00	158.00	20
	加賀井	5.00	0	5.00	10		会	7.00	2.03	9.03	40
	東寺尾	25.28	57.79	83.07	20		上横田	1.04	1.27	2.30	5
	倉科	0	0	0	20		下横田	28.28	0.00	28.28	20
欠	0	0	0	5	小森	106.00	0.00	106.00	40		
白石新田	0	0	0	5	中澤	16.00	0.00	16.00	25		
柴	0	0	0	20	東福寺	258.54	40.53	299.07	40		
計	2,676.01	948.96	3,624.97	-	杵淵	543.03	102.78	645.81	50		
高井郡	大室	620.52	22.78	643.30	20	西寺尾	366.00	188.52	554.53	50	
	町川田	816.79	33.27	850.07	60	布施五明村 瀬原田組	102.02	21.76	123.78	15	
	東川田	31.00	3.53	34.53	20	大田原	0	0	0	25	
	小出	3.00	0	3.00	10	上布施	0	0	0	15	
	保科	210.28	359.26	569.53	20	下布施	0	0	0	15	
	下八町	235.75	208.01	443.76	20	柳沢新田	0	0	0	15	
	小河原	35.29	0	35.29	55	布施五明村本郷	0	0	0	115	
	大熊	426.03	225.04	651.07	50	石川	0	0	0	100	
	佐野	22.28	45.75	68.03	25	布施高田	0	0	0	40	
	香野	1,817.52	1,992.52	3,810.04	10	計	14,043.31	8,244.31	22,287.63		
	湯田中	103.28	103.77	207.04	10	田野口	5.00	0	5.00	80	
	小沼	106.53	33.77	140.30	15	境新田	226.78	126.04	352.82	10	
	福嶋新田	58.75	17.77	76.53	45	戻原	18.54	6.28	24.82	5	
	赤野田新田	0	0	0	5	高野	7.00	1.75	8.75	15	
	仁礼	0	0	0	110	聖澤	7.50	2.78	10.28	5	
	仙仁	0	0	0	20	中牧	103.52	1.26	104.78	25	
	上八町	0	0	0	35	官平組	260.76	93.01	353.77	5	
	福島	0	0	0	15	根越村 註1(1)	618.76	193.78	812.54	5	
	相野島	0	0	0	45	川口村	62.04	24.77	86.81	20	
	小布施	0	0	0	5	山和田	17.53	10.52	28.05	5	
計	4,487.02	3,045.45	7,532.47		和平組	60.00	26.54	86.54	5		
更級郡 山中分	二ツ柳	12.27	16.29	28.56	55	南牧	9.50	0	9.50	25	
	桑原	126.26	71.02	197.28	100	牧田中	129.78	15.03	144.82	20	
	郡	5.01	0.00	5.01	130	牧野嶋	0.01	186.50	186.51	5	
	志川	9.50	5.77	15.28	65	下市場	1.53	2.28	3.81	5	
	八幡	118.04	40.76	158.80	30	竹房	35.26	123.04	158.30	5	
	須坂	33.28	12.54	45.82	10	大原	191.76	59.04	250.80	10	
	羽尾	6.51	0.00	6.51	20	日名	235.51	54.76	290.27	20	
	若宮	83.27	32.76	116.02	35	外鹿谷	15.52	4.53	20.04	5	
	上山田	925.78	754.26	1,680.04	15	山村山	19.04	0	19.04	15	
	新山	89.52	24.27	113.79	35	山平林	29.00	0	29.00	20	
	上平	232.26	67.51	299.77	50	安庭	27.26	1.03	28.29	10	
	小綱山内新田	8.76	2.02	10.78	-	三水 註1(2)	24.00	1.04	25.04	15	
	綱掛	42.78	28.78	71.56	20	水熊	10.00	1.52	11.52	25	
	上五明	190.54	53.03	243.57	35						

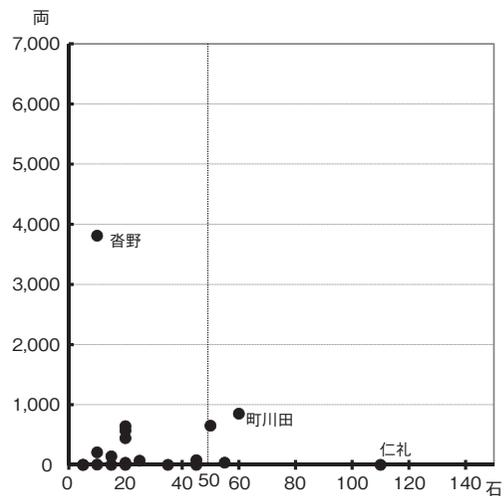
〔表2〕 六区分における村の金額分布

(未満)	(両)	(以上)	埴科郡	高井郡	更級郡 里分	更級郡 山中	水内郡 里分	水内郡 山中	合計
4000	～		0	0	2	0	2	0	4
3000	～	3999	0	1	0	0	0	0	1
2000	～	2999	0	0	0	0	1	1	2
1000	～	1999	0	0	3	0	2	0	5
900	～	999	0	0	0	0	2	0	2
800	～	899	0	1	1	1	0	0	3
700	～	799	0	0	0	0	1	0	1
600	～	699	0	2	2	0	2	2	8
500	～	599	1	1	2	0	1	0	5
400	～	499	1	1	3	0	2	2	9
300	～	399	1	0	1	2	1	0	5
200	～	299	6	1	4	2	2	7	22
100	～	199	4	1	11	6	9	15	46
50	～	99	6	2	2	2	3	6	21
25	～	49	1	2	7	4	7	9	30
1	～	24	6	1	9	11	6	8	41
	0		4	7	7	8	8	11	45
計			30	20	54	36	49	61	250
平均額 (両)			120.8	376.6	412.7	94.5	478.0	154.8	278.9

〔図1〕 埴科郡

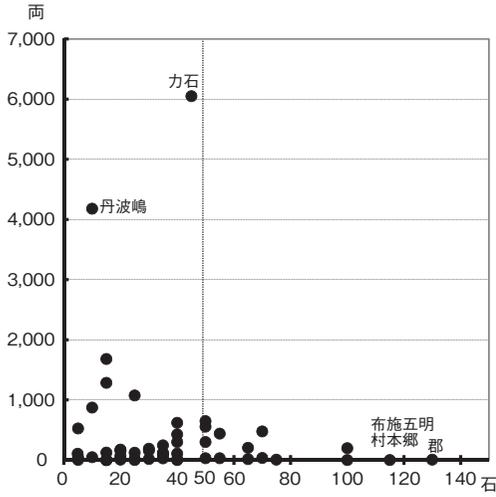


〔図2〕 高井郡

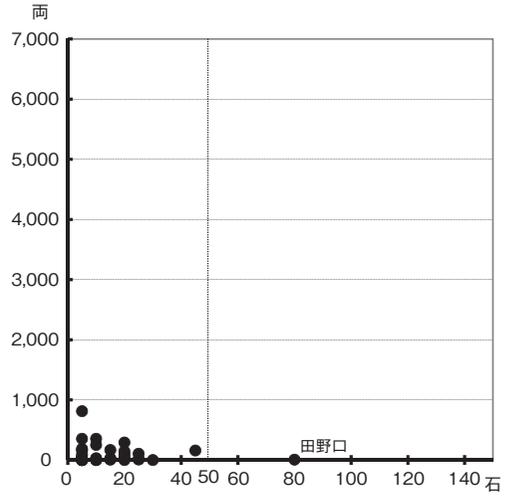


村々への貸付金と百姓所持高との負の相関関係

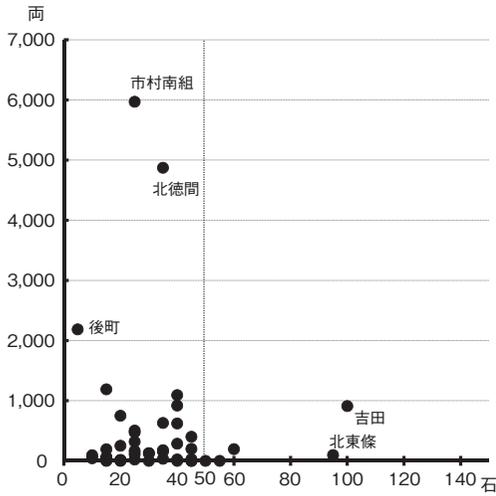
【図3】 更級郡里分



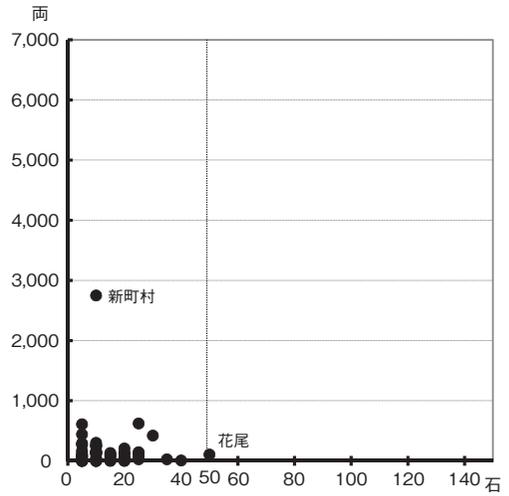
【図4】 更級郡山中



【図5】 水内郡里分



【図6】 更級郡山中



# Negative Correlation between Village Dept and the Land Assets of Farmers in the Late Edo Period

FUKUZAWA, Tetsuzo

---

キーワード：江戸時代、村、拝借金、所持高

Key words : late edo period, village, village dept, land assets of farmers